

誓 約 書

令和 年 月 日付、足立区職員互助会福利厚生事業業務委託に関する契約に基づき、下記のとおり信義に従って誠実にこれを履行することを誓約いたします。

記

- 1 弊社及び弊社の従事者は、契約書及び仕様書の各条項、ならびに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の法令を忠実に守り、管理・注意義務を払うとともに、この業務により知り得たことについては、いかなる理由によっても、他に漏洩しないことを誓います。
- 2 弊社及び従事者は、正当な理由なく業務に関して知り得た個人情報を持ち出し、または第三者へ提供しません。また、職務以外の目的で個人情報を収集しないことを誓います。
- 3 契約期間経過後及び従事者の退職後においても、上記事項を遵守します。
- 4 個人情報保護及び情報セキュリティについて、契約書及び仕様書の各条項、ならびに個人情報の保護に関する法律等の法令に反した場合は、規定の罰則を受けることに異議はありません。

足立区職員互助会会長

令和 年 月 日

受託者

所 在 地
会 社 名
代表取締役社長

印

個人情報の保護に関する法律

－抜粋－

第8章 罰則

第179条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第184条第1項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報（第179条に規定する個人情報）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第182条 次の各号のいずれかに該当する場合に、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

- 1 第146条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第183条 第176条、第177条及び第179条から第181条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第184条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。